







◎ № 魅力ある自治会を 目指して













令和元年9月 自治会の在り方等検討プロジェクトチーム

目 次

はじめに

第1章 自治会とは	
1. 自治会の起源と特性	1
2. 高松市の自治会	2
3. 高松市における自治会加入率低下の要因	4
第2章 自治会の再生に向けて	0
第 2 章 日	
1. 「極力のる日/元云」に近うくために 2. 必要性が感じられる自治会	
3. 負担軽減に取り組む自治会	
4. 信頼性の高い自治会	
5. 加入しやすい自治会	15
~ 自治会取組み紹介 ~	18 • 19
第3章 行政から地域への依頼業務等	20
1 . 行政から地域への依頼業務等の現状	20
2. 見直しに当たって	21
第4章 「魅力ある自治会」に近づくための地域・行政の取組み	22
1. 取組内容と重点取組	
2. 取組みの個別概要	
第5章 今後の課題	27
おわりに	
参考資料	
・自治会の在り方等検討プロジェクトチーム設置要綱	···· 資- 1
・プロジェクトチーム委員名簿・会議開催状況	
・高松市の自治会の沿革	

はじめに

近年の都市化や少子超高齢化の進展に伴う生活意識の変化や生活圏の広域化、生活スタイルの多様化などにより、人々の生活は大きく様変わりし、地域社会における人間関係が希薄化する中、高松市では、地域コミュニティを軸としたまちづくりが進められています。

地域コミュニティ協議会は、自治会を中心に各種団体等で組織され、高松市自治基本条例で、まちづくりの主体として市の協働のパートナーに位置づけられています。しかしながら、地域コミュニティの中心である自治会は、時には時代遅れの前近代的な組織とみなされるなど、自治会離れが顕著になっています。高松市でも昭和50年代には90%前後あった自治会加入率は、平成30年には57%にまで落ち込むなど、低下の一途をたどっています。このような自治会の弱体化は、地域コミュニティ協議会の弱体化につながります。

また、南海トラフ地震等、大規模災害の脅威が増す中、セーフティーネットとしての自治会の存在意義は大きくなっています。阪神・淡路大震災の時、近所の人に救出された人は消防や自衛隊に救出された人より3倍も多かったと聞きます。平成30年7月豪雨の際にも、市や町の緊急放送ではなく、隣近所からの声掛けで避難した人がたくさんいました。避難所の運営も、地域のつながりが強く、地域活動が活発だった地域では大きな混乱もなくスムーズだったそうです。普段は隣近所の大切さに気付きにくいかもしれませんが、いざという時に本当に頼りになるのは自治会です。命と暮らしを守るためにも、顔と顔がつながり、困った時に助け合える関係を今一度取り戻さなければならないと考えています。

こうした思いから、改めて、住民にとって一番身近な自治組織である自治会とは何なのか、 どういう機能を果たすべきかといった原点に返り、抜本的な見直しを行うため、平成30年5月、 高松市の参画も得て、「自治会の在り方等検討プロジェクトチーム」を設置しました。

これまでの検討の結果、今般、未加入者が入りたいと思える、また加入者にとっても、入っていてよかったと思える魅力ある自治会の在り方・役割について明らかにするとともに、その姿に近づくための一定の方向性や取組みをまとめることができました。

本書が、自治会の再生や活性化に向けて、自治会長や連合自治会長をはじめとする、地域の方々の参考となり、さらに取組みが実行されることによって、結果的に自治会加入率が上がり、活性化が図られることにつながったならば、私どもチームにとってこれ以上の喜びはありません。

今後、今回の議論をもとに、住民自治組織の在り方、さらには地域コミュニティの在り方等の議論が一層深められることを期待してやみません。

令和元年9月

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム リーダー 高 橋 一 成

第1章 自治会とは

1. 自治会の起源と特性

自治会の在り方に関する検討を進めるに当たり、いわば空気のような「自治会」というもの について、そもそも自治会とは何なのか、その歴史や特性等について、改めて整理しました。

(1)起源

地縁に基づく住民自治組織は、高松市では「自治会」という名称が一般的ですが、「自治会」の他にも「町内会」や「区」など様々な呼称で、日本全国津々浦々に存在します。

これらは、明治以降、市制・町村制が敷かれる中で、町村になれなかった小規模集落であり、もともとは「農業生産」のための共同組織という側面を持っていました。しかし、徐々に集落の中に農業に従事しない人たちが住み着くようになるにつれ、「生活」のための共同組織としての自治組織が形成されていったと推測されています。

その後も明確な法制度的根拠を与えられないまま、市制・町村制の施行と同時期に市に移行した都市では、大正・昭和期に、衛生政策などとの関連で自治会が形成されていきました。こうした経緯から、行政の末端組織として補助的機能を果たすこととなった自治会は、戦時期には国民総動員の一翼を担わされ、そのため、戦後、戦争協力組織として禁止、解散を余儀なくされました。しかしながら、弘報委員会などに名称を変えて存続し、サンフランシスコ講和条約以降、相次いで復活したのは、元来、自治会が生活のための共同組織であり、住民にとってなくてはならない組織であったからだと思われます。

(2)特性

自治体は、他と重ならない一定の圏域を持ち、そこに住む住民から税を徴収し、住民へ 平等に適用される条例等の立法権を持ちます。

自治会は法的根拠を持たない任意団体ですが、一定の区域に暮らす人々から会費を徴収し、会則等ルールを作り運用します。唯一無二の組織として地域の代表性を担保するために、全世帯加入という原則ができました。全員が入っているからこそ、地域を代表して意見具申したり、利害の調整が可能となります。民間組織でありながら、地方公共団体と同等の機能を果たしてこられたのは、みんなが加入しているからであり、ここから加入(率)の大切さがわかります。

また、自治会は、地域の親睦や生活環境を整える活動、合意形成など、地域で生活する上で必要とされる活動(行政からの依頼業務等を含む)を行っています。日頃の活動を通して顔見知りとなり、災害など何かあった時に助け合える関係を作っておくことが、自治会の最も重要な役割といえます。しかしながら、ここ2、30年、活動内容はほとんど変化しておらず、社会環境の変化や地域住民のニーズに合っているのか点検する必要が生じています。

第1章 自治会とは

2. 高松市の自治会

2. 高松市の自治会

(1)歷史

市史等資料で確認できる範囲では、高松市における最初の自治会は、大正8年12月、 置市30周年記念として自治組合(町内会)を設置することになり、翌9年4月、53組合が 発足したとあります。

その後、昭和14年頃、政府により町内会隣組の整備強化が図られました。太平洋戦争に突入した16年1月、市常会が設けられ各町内会長が出席を要請されるようになりましたが、20年3月、市常会は中止となりました。20年8月の終戦により、同年11月をもって町内会、町内会連絡協議会をとりやめ、改めて町内連絡会長で高松市自治連合会を結成し町内の運営と市当局との連絡を担うこととなりました。

昭和22年、進駐軍の命令により町内会隣組が廃止となりましたが、23年12月には市 弘報委員会が発足しました。その後、29年前後から自治会結成促進の準備が進められ、 30年、弘報委員会を自治振興委員会と改称し、町民の福祉増進を図るとともに、自治会 等末端組織やそれらを東ねる各地区連合自治会の結成を促進しました。37年1月には、 高松市連合自治会連絡協議会が発足しています。

昭和53年5月、急激な都市化に伴う人口急増により太田が太田校区と太田南校区に分離され35地区となり、54年4月には35地区1,230自治会、加入率92%という状況でした。その後、平成17年9月に塩江町、18年1月に牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、新たに11地区が加入したことにより、現在の46地区となりました。(参考資料3、4ページ「高松市の自治会の沿革」参照)

(2)現状

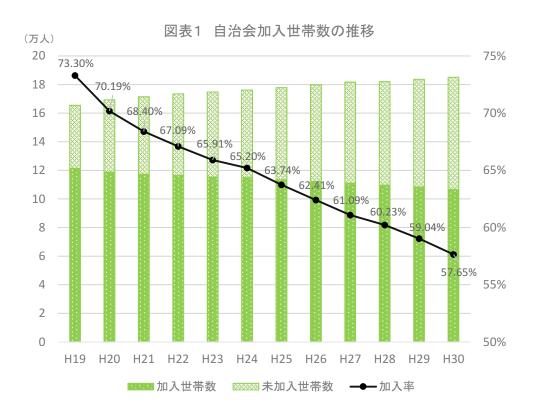
平成30年4月1日時点では、高松市内の自治会数は2,594となっており、人口規模が同程度の他都市と比較すると、その数は格段に多くなっています。これは、一自治会当たりの世帯数が少ないためであり、実際に自治会の構成世帯数を見ると、10世帯以下が20%、11~30世帯が42%と、市全体の6割強が30世帯以下でした。

また、自治会加入率は、かつて昭和50年代には90%前後の高い数字を示していましたが、平成20年には70. 19%、さらに30年には57. 65%まで落ち込んでおり、最近の10年間で約13ポイント低下しています。(3ページ図表1参照)

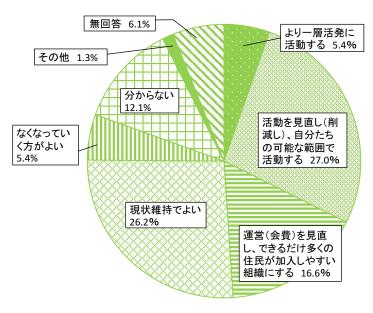
一方、市が平成29年度に実施した「自治会活動に関するアンケート調査」の結果(以下「市民意識調査結果」という。)では「自治会は今後どのようになればよいか」の質問に対し、自治会の存続を希望していない人は5.4%に留まり、積極的か消極的かを問わず約75%の人が何らかの形で継続を望んでいました。(3ページ図表2参照)

つまり、市民は自治会の必要性を一定程度認識し、何らかの形で継続すべきと考えているにも関わらず、自治会への加入率はその思いとは裏腹に低下しています。

2. 高松市の自治会



図表2 自治会の今後はどのようになればよいか



出典「自治会活動に関するアンケート調査」

第1章 自治会とは

3. 高松市における自治会加入率低下の要因

3. 高松市における自治会加入率低下の要因

自治会加入率は、一般的には加入世帯数を総世帯数で除したもので表されます。

高松市における自治会加入率の推移は3ページの図表1のとおりですが、平成20年度と 30年度を比較してみると、この10年で加入率は約13ポイント低下しています。

人口は約2,000人増加していますが、加入率の分母となる総世帯数が約16,000世帯増加、加入率の分子となる加入世帯数が約12,000世帯減少しています。(図表3参照)

人口はほぼ横ばいですが、加入率の分母である総世帯数は増加、一方、分子である加入 世帯数は減少と、分子・分母両方の要因により、加入率が大きく低下しています。

年度	人口総数 (推計人口)(人)	総世帯数 (推計人口)(世帯)	加入世帯数	自治会加入率
H20	416,105	169,290	118,828	70.19
H30	418,122	185,169	106,751	57.65
増減	+2,017	+15,879	△12,077	△12.54

図表3 人口・総世帯数・加入世帯数・自治会加入率の増減

(1)要因① 総世帯数の増加

加入率低下の要因の一つである総世帯数の増加は、国勢調査の結果を分析したところ、 一人世帯の増加によるところが大きいことが分かりました。(5ページ図表4参照)

一人世帯の増減の内訳を平成22年と27年で比較したところ、20代、40~50代、65歳以上と幅広い年齢層で増加していました。(5ページ図表5参照)

自治会は世帯を単位としており、世帯規模が縮小すれば個人の負担がより重く感じられることから、一人世帯の増加が加入率低下へ一定の影響を与えたと思われます。

また、総世帯数増加数と世帯分離届出件数を比較すると、年度によって差異はあるものの、総世帯数増加数の約4割から5割が世帯分離によるものであることから、加入率は、 実際には数字ほど低下していないと推測できます。(5ページ図表6参照)

平成22年度に鬼無・前田地区で、モデル的に、分離した世帯を複数世帯として加入率を 試算したところ、鬼無地区では、17.7%(57.6%→75.3%)、前田地区では、9.3% (60.6%→69.9%)と、それぞれ高くなりました。

なお、世帯分離については、正確な加入率を把握する観点からも、さらに検討する必要 があると考えられます。

※世帯分離・・・同居しているが生計は別といった理由等により、世帯を分けて扱うこと。住民基本台帳上 は複数世帯となっていても、自治会の加入世帯としては、1世帯で計上されることが多い。

図表4 世帯人員別世帯数

(世帯)

年度	1人	2人	3人	4人以上	一般 世帯数計	施設等の 世帯数	世帯数 総数(注)
H17	47,275	46,547	31,507	38,541	163,870	269	165,275
H27	65,082	52,009	31,028	33,571	181,690	357	182,047
増減	17,807	5,462	△479	△4,970	17,820	88	16,772

(注)世帯数総数には、世帯の種類「不詳」を含む。

参照「平成17・27年国勢調査結果」(総務省統計局)

図表5 年齢別一人世帯数

四表5 年配	(世帯)		
年齢	H22	H27	増減
総数	56,791	65,082	8,291
15未満	2	0	Δ2
15~19	1,143	1,346	203
20~24	4,254	4,898	644
25~29	3,462	3,807	345
30~34	2,927	2,901	△26
35~39	3,042	2,884	△158
40~44	2,730	3,725	995
45~4 9	2,894	3,704	810
50 ~ 54	3,058	3,812	754
55 ~ 59	3,493	3,787	294
60~64	4,334	4,059	△275
65~69	3,405	5,293	1,888
70 ~ 74	3,309	4,098	789
75 ~ 79	3,689	3,883	194
80~84	3,255	3,857	602
85以上	2,305	3,698	1,393
不詳	9,489	9,330	△159

参照「平成22・27年国勢調査結果」(総務省統計局)

図表6 世帯分離の世帯増加数に占める割合

年度	総世帯数 増加数 A(世帯)	世帯分離 届出件数 B(世帯)	B/A (%)
H22	1,313	760	58
H23	1,400	668	48
H24	1,681	816	49
H25	2,001	755	38
H26	1,846	738	40
H27	410	695	170
H28	1,553	698	45
H29	1,479	659	45

第1章 自治会とは

3. 高松市における自治会加入率低下の要因

(2)要因② 加入世帯数の減少

「市民意識調査結果」における、自治会活動の課題や自治会未加入の理由等を見ると、いずれも上位に役割や当番などに対する負担があがっています(7ページ図表7~図表10参照)。高齢や仕事、育児、介護といった理由から活動に負担を感じる場合もあれば、会費について負担を感じている人もいます。また、自治会の活動や運営に対して不満を感じている人や、自治会に加入する必要性を感じていない人も一定数存在することがわかりました。これらの要因を大別すると、次のとおり、「必要性」、「負担感」、「不信感」、「排他性・その他」に分類できます。

一方で、自治会未加入の理由には、加入を勧められないから、あるいは加入の仕方が わからないといったものも見られました。

加入世帯数の減少を食い止めるためには、これらの要因を改善することが必要であり、 その結果、より多くの人が入りたい、入っていてよかったと思える自治会に近づくことがで きると考えられます。

加入したくない、退会したい

必要性

- 加入しなくても 困らない
- ・加入する必要性を感じない など

負担感

- 役割や当番が負担
- 仕事が忙しく参加 できない
- 高齢で活動できない
- 会費が高い など

不信感

- 意思決定や会計処理が不透明
- ・ 合意形成に不満
- ・宗教的行事への参加強制
- ・募金・寄付の強制 など

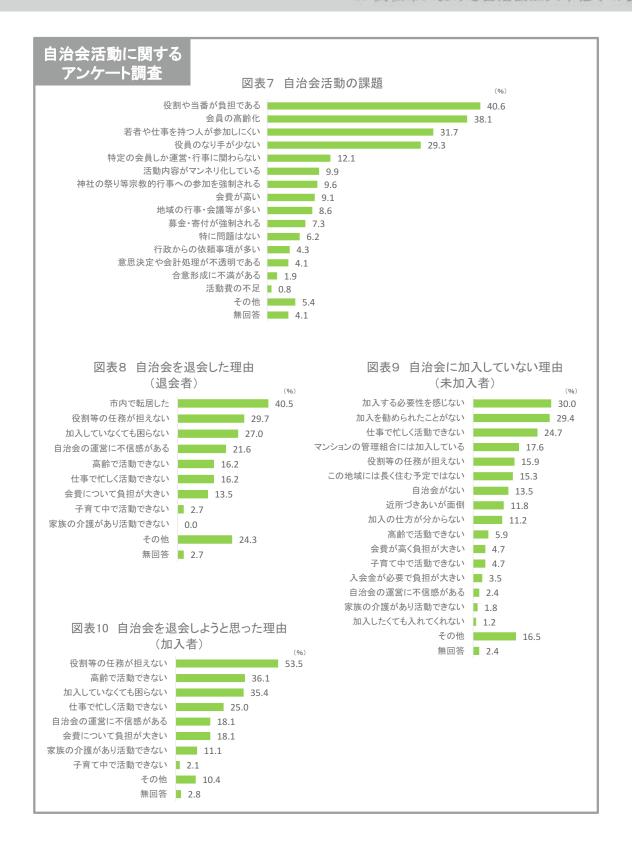
加入したいけれど

排他性・その他

- 加入したくても入れてくれない
- ・加入の仕方が分からない
- ・周りに自治会がない など

6

3. 高松市における自治会加入率低下の要因



1. 「魅力ある自治会」に近づくために

第2章 自治会の再生に向けて

1. 「魅力ある自治会」に近づくために

今後の少子超高齢社会における、地域での世代を超えた人と人とのつながり、近隣住民同士の共助、見守り、助け合いの精神の保全等の観点から、自治会等、地域の自治組織の再生が必要とされています。これまで高松市とも連携し、数々の施策に取り組んできましたが、自治会加入率の低下に歯止めはかかっていない状況です。

この状況を打破するためにも、本市の自治会も、前章3(2)で分析した加入世帯数減少につながる4つの要因を改善し、それぞれの地域に合った自治会活動ができれば、より多くの人が入りたい、入っていてよかったと思える「魅力ある自治会」に近づくことができるのではないでしょうか。

そこで、それぞれの要因における改善の方向性と論点を次のとおり整理し、検討することとしました。

要因	改善の方向性	論点
		自治会・地域コミュニティ協議会、行政が担うのが望まし いことはそれぞれ何か
┃ ┃ 必要性 ┃	必要性が感じられる 自治会(→9ページ)	最小限(最低限)、自治会が担うのが望ましいこと、担う べきことは何か
		住民の「共感」を得られる活動は、どのような活動か
		加入・継続しやすい自治会であるためにどう在ることが 望ましいか
		役割や当番の負担はどのようなものがあるか
┃ ┃ 負担感 ┃	負担軽減に取り組む 自治会(→11ページ)	負担感の軽減をどう図っていくのか
		受益と負担のバランスが取れている会費はどう在ること が望ましいか
		自治会集会所の負担金はどう在ることが望ましいか
不信感	信頼性の高い自治会	信頼性の高い自治会とはどう在ることが望ましいか
小信念 	(→14ページ)	オープン性、透明性が確保されているのか
排他性・その他		~自治会加入につながる きっかけ~ 未加入者に対する効果的な情報発信はどう在ることが 望ましいか、また、伝えることが望ましい内容とは何か、 誰が勧誘するのが効果的か
との他	(/ 13. (- /)	~マンション管理組合等について~ 管理組合等と自治会の関係性をどのように整理していく のか

2. 必要性が感じられる自治会

現状 課題

- 地域の絆が希薄化し、隣近所との信頼関係の構築が困難になっている。
- 自治会と地域コミュニティ協議会が二重構造となっており、役割分担が不明確である。
- 自治会をはじめとする地域組織の弱体化が進んでいるにも関わらず、地域と行政との 協働が求められ、行政からの依頼業務等が増加している。
- 「市民意識調査結果」では、「退会者・未加入者が必要と思う活動」と「現状の自治会活動」にはズレがある。

(1)自治会、連合自治会、地域コミュニティ協議会、行政それぞれの役割

自治の在り方の基本として、「個人や家庭でできることは自分たちで解決する(自助)」、「個人や家庭で解決できないような地域課題を地域で解決する(共助)」、「個人や家庭、地域で解決できないようなことは行政が担う(公助)」という『補完性の原理』の考え方があります。その共助を担っているのが、地域コミュニティ協議会であり、自治会です。

防災や子育て、高齢化等、地域課題が多様化する中、地域住民に一番身近な地縁組織である自治会だからこそ、できることがあるのではないかという視点に立ち、自治会やその連合である連合自治会、地域コミュニティ協議会、行政、それぞれの役割について、次のとおり整理しました。

① 自治会が担うのが望ましいこと

自治会にしかできない役割(=根幹的活動)

- 顔の見える関係づくり、お互いさま意識の醸成 (地域のつながりを維持)
- 上記の関係性に基づく生命と財産の保全、防犯・防災活動
- 会員からの地域に関する相談対応

地域住民のニーズのある活動(=自主的活動)

- 地域課題を解決する主体としての活動
- 地域住民としての誇りを実感できる活動

行政からの依頼業務等(=請負的活動)

強制から共生へ 共感を得られる 関係性へのシフト

※行政からの依頼業務等 について、地域が必要性 に応じ選択できる仕組み への見直しが必要

② 連合自治会が担うの が望ましいこと

- 自治会の指導育成・連絡調整
- 自治会ではできない 事業や解決できない こと

③ 地域コミュニティ協議会が担 うのが望ましいこと

- 連合自治会では対応・解決できない領域の住民自らのまちづくりや、各種地域団体の連携・協働によるまちづくり
- 協働の精神に基づく行政との パートナーシップの発揮

④ 行政が担うのが望まし いこと

- 全市的に公平・平等に すべき公益的サービス
- 庁内横断的な連携による地域との協働の推進

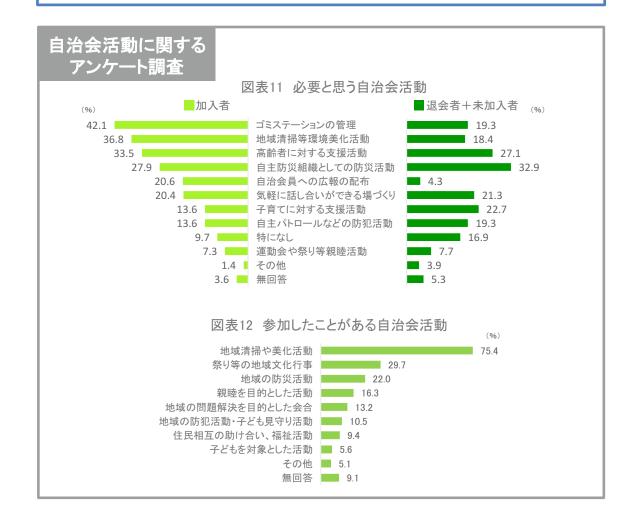
2. 必要性が感じられる自治会

(2)共感を醸成すると考えられる活動

「市民意識調査結果」から、「退会者・未加入者が必要と思う活動」と「現状の自治会活動」にはズレがあることが分かりました(図表11、図表12参照)。自治会は、義務や強制される活動ではなく、高齢者の見守りや子育て支援等、地域住民が必要とする活動や住民の共感を醸成する活動を行うことが重要で、こうした取組みが住民の信頼を得ることにつながります。これらの共感を醸成すると考えられる活動について、下記のとおり整理しました。なお、「必要性」を感じているが、個々の自治会だけでは実施が難しい場合、連合自治会による実施や近隣自治会と連携した実施も考えられます。

共感を醸成すると考えられる活動

- □ 住民が主体的に参画でき、住民同士の繋がりが広がる活動
- □ 楽しさや充実感が得られる活動
- □ より多くの住民が参加・参画でき、住んでいることが誇りになる活動
- 例)・ 住民の安全・安心のための防災・防犯・交通安全等、身近に感じる活動
 - 高齢者・子育で世代が安心して暮らせる居場所運営等の福祉事業



3. 負担軽減に取り組む自治会

3. 負担軽減に取り組む自治会

現状 課題

- 仕事や子育て、高齢等が要因で、活動に参加することが難しい人が増加している。
- 自治会の役員になると、役割が多く、負担が大きい。

以前と比べ、親と子どものみの世帯や高齢者のみの世帯、一人世帯の増加により、一世帯当たりの人数は少なくなっています。また、共働き世帯の増加や高齢化等、社会環境が大きく変化している現代においては、自治会の活動を考える上で、負担感に対する考慮、特に活動に参加することが難しい人への配慮が求められます。



活動に参加することが難しい高齢者等に対して、活動や会費の免除等の配慮をするなど、支援の必要な高齢者だからこそ自治会員でいてもらい、自治会として支援していく、子育て中で活動に参加できない世帯も、将来子育てに余裕ができた時に参加してもらう、あるいは、できる範囲で活動に参加してもらうなど、助け合うという精神が自治会の原点なのではないでしょうか。

一方、組織で活動している以上、何らかの「負担」は伴いますが、その「負担」が大きすぎると、不満につながると考えられます。自治会に加入することで、自分にプラスになることが多ければ、さほど負担を感じないのではないでしょうか。

さらに、負担感だけではなく、地域住民のニーズに応える自治会活動についても検討していくことが望ましいと考えられます。

こうした観点から、加入・継続しやすい自治会であるために、自治会がどのようなことに 取り組めばよいのか、次のとおり整理しました。

3. 負担軽減に取り組む自治会

負担軽減の工夫【活動・運営について】

ロ 自治会活動の見直し

- 自治会に加入することで、自分にプラスになることがあれば負担感を感じにくい。
- 自治会の仕事を見直して、自発的にできること、できる範囲のことをする。
- 自治会が孤立したり、機能停止しないよう、自治会の活動内容を統合・縮小・廃止する。

□ 活動ができない人への配慮 (お互いさま意識の醸成)

- 一人暮らしや足腰の弱った高齢者は、活動や会費の免除等の配慮をするなど、参加しやすい形態を工夫する。
- 支援の必要な高齢者だからこそ自治会員でいてもらい、自治会として支援する。
- 将来、子育てに余裕ができた時など、自分ができる時に、できる範囲で活動への参加を依頼する。

ロ 既存の地域団体の見直し

地域団体の中には、同じような活動を行っている団体が複数あり、そのため役職数も増加し、 一人が何役も掛け持つことが多いため、組織の廃止・統合・再編等を行う。

ロ 近隣自治会やNPO等との連携

• 個々の自治会だけでなく、近隣自治会やNPO、事業者と連携し、スケールメリットを生かす。

ロ 自治会の規模の適正化

自治会としての地位・自主性を尊重又は残しつつ、活動しやすい枠組みを工夫する。例)特定の活動について、近隣自治会と連携して取り組むなど

口 役(事務・業務)の丁寧な説明・研修

• 引き受ける前から負担と思い込んでいる場合もあることから、引継ぎや研修等の場で事務・ 業務や運営について十分に説明を行う。

ロ 情報共有手法の見直し

- 若い世代には、SNSツール等を利用して会議録や行事案内等の情報を共有する。
- 会合に出席できない場合、委任状に代えて、意思を事前に提出できるようにする。



3. 負担軽減に取り組む自治会

負担軽減の工夫【会費・集会所負担金について】

ロ 全ての住民が納得のいく会費(受益の実感)

- 何にいくら使われているかを総会で報告・審議し、自治会員が納得できる会費を設定する。
- 自治会活動を通じて会費に見合う受益があることを示せる仕組みをつくる。

ロ 支出に見合った収入

• 今後必要となる支出を考慮した会費に設定する。

ロ 集会所の負担金

・ 新規加入者の負担の見直し

建築費を完済している場合は、新規加入者からの負担金の在り方を検討する。ただし、今後の改築・改修資金としての積立金については、応分の負担を求めることはある。また、負担金の分割納付や減額・免除措置を検討する。

・ 有料利用の促進による負担軽減

有料利用者の利用回数を増やす取組みにより、自治会員の 負担を軽減する。

・ コミュニティセンター等の活用

集会所を所有していない自治会においては、新たに整備しなくても、コミュニティセンター等を活用し、自治会員の負担が増えないようにする。



4. 信頼性の高い自治会

4. 信頼性の高い自治会

現状 : 課題

「市民意識調査結果」では、「自治会活動の課題」、「未加入・退会理由」において、意思 決定や会計処理が不透明、合意形成に不満、宗教的行事への参加強制、募金・寄付の 強制等「不信感」に関する回答があった。

自治会の運営に不信を抱く人が、少数ではあるが、一定数存在することが分かりました。 自治会は、地域を代表する組織であるからこそ、住民一人一人の願いや思いが届くような 民主的な運営が求められます。

信頼性の高い自治会となるための取組みについて、次のとおり例示しました。

信頼性の高い自治会

ロ 顔の見える関係の構築

• 日常生活の中で顔の見える関係(信頼関係)を構築することが、結果として自治会エリア全体の信頼関係につながる。

ロ 透明性の確保

- 総会等で会計や活動内容等を自治会員に報告するとともに、欠席者にも資料を配布する。
- 会議や活動内容を全てオープンにする。

ロ 民主的な会議(意見表明や話し合いの機会等の保証)

- 地域の課題や決議事項に対して、民主的な協議を行う。
- 個人の考えや思いが届く民主的な運営を行う。
- 意思決定の場への女性の参画を推進する。

ロ 継続性のある組織運営

• 任期の長短に関わらず、複数の役員でカバーし合える仕組み等を取り入れ、継続性のある 組織運営を行う。

□ 地域課題への取組み

• 自治会内の地域課題に対し、各種団体と連携し、問題解決に努める。

ロ 募金等寄付金の趣旨説明及び任意性の認識

• 募金等の寄付金について、趣旨を十分説明するとともに、趣旨に賛同する方から任意にいただくものであることを認識する。

ロ 法人化による社会的な信頼性の確保

• 自治会が集会所等の不動産を所有している場合、地方自治法に基づき、法人格(認可地縁団体)を取得し、自治会名義で不動産登記することにより、不動産のトラブルを防止するとともに、社会的な信頼性を高める。



5. 加入しやすい自治会

(1)効果的な情報発信・勧誘方法

現状・課題

- 「市民意識調査結果」において、「自治会に加入していない理由(未加入者)」では、「加入を勧められたことがない」が2番目に高く、また、「加入の仕方が分からない」という回答もあった。
- 「自治会加入につながるきっかけ」では、「活動が分かる情報発信」が最も高く、次いで 「未加入者も参加できる行事の開催」となっている。

未加入者への情報発信・勧誘が十分に行えていないことから、効果的な情報発信・勧誘 方法について、次のとおり整理しました。

効果的な情報発信・勧誘方法

ロ 顔の見える関係づくり

自治会加入の有無に関係なく集える場を開設する。例)コミュニティカフェ、子ども・高齢者の居場所づくりなど

ロ 活動を通じた啓発

- 自治会活動や防災活動を通じて、人とのつながりの中で自治会加入のメリットを伝える。
- 自治会に加入していなくても、子ども会や老人会を通じて、地域とつながれる状況であること が望ましい。
- 保育所、小・中学校等と連携し、地域で子どもを巻き込んだ活動を通じて、保護者の参加も 促す。特に、災害対応や子どもを取り巻く安全安心の環境づくりは、より効果的である。

ロ 勧誘方法の工夫

- つながりを持っている人と自治会役員が、一緒になって勧誘する。
- 転入時を捉え、速やかに接触する。
- 未加入者の関心事を中心に自治会の個別・具体的情報を伝える。
- 小学校等と連携した情報発信を行う。
- 移住世帯の支援活動をしているNPO等と連携する。
- 未加入者の同世代から勧誘する。
- 地域コミュニティ協議会の広報誌等を活用し、自治会活動の情報発信を行う。

ロ マスメディア、ホームページ等の活用

- 新聞等マスメディアを活用し、自治会の必要性を訴える。
- ホームページ、フェイスブックなどのSNSを活用する。
- ・ 地域の商店と連携する。



5. 加入しやすい自治会

(2)マンション管理組合等との連携

現状・課題

- 「市民意識調査結果」では、賃貸マンション・アパート、分譲マンションの住民の自治会加入率は低い。
- 「自治会未加入理由」では、「マンションの管理組合に加入しているから」という回答があった。
- 「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」を締結しているが、協定に基づいた効果的な取組みが行われていない。

「マンション管理組合」と「自治会」は、次のとおり、組織形成原則に違いがありますが、マンションによっては、居住者が、親睦活動や防災活動を行っている場合もあります。

<組織の形成原則の違い>

マンション管理組合

「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、 分譲マンション等の区分所有者全員に加入 が義務付けられた団体

※マンションの所有者は、管理組合員であるが、 居住者が全て所有者であるとは限らない。

自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁 に基づいて形成された団体。任意団体 で加入は強制できない。

◇ マンション管理組合と自治会の考え方の整理

組織の形成原則に違いがあるため、管理組合とは別に居住者による自 治会が作られることが望ましいのですが、難しい場合は、管理組合を自治 会として機能させる工夫も考えられます。



つまり、「建物の区分所有等に関する法律」上の管理組合の構成員は区分所有者ですが、そこに居住者も加入できる「管理組合」を作り、法律に従って議決をする時には、法律 上の管理組合の構成員のみで行うという方法です。

マンション管理組合と自治会の組織の形成原則の違いを念頭に、まずは、管理組合とは別にその地域の自治会に加入、若しくは自治会が設立されるよう啓発します。しかし、自治会設立が難しい場合は、管理組合を自治会として機能させることも含め、働きかけることが可能であると考えられます。

また、管理組合・管理会社と地元自治会等との情報交換が可能となる仕組みづくりを進めることが求められます。

5. 加入しやすい自治会

マンション管理組合等との連携

ロ 話し合いの場の設定

• 管理組合・管理会社と地元自治会等との情報交換が可能となる仕組みをつくる。

口 居住者任意組織(自治会)の設立に向けた取組み

- 共有財産の管理だけでなく、居住者間の親睦等において、不足する部分を補うことで、マンションでの生活がよりよくなるように、マンション管理組合と並列して自治会を設置するよう協力依頼する。
- 管理組合を自治会として機能させる。



~ 自治会取組み紹介 ~



「魅力ある自治会」に近づくような活動に取り組んでいる自治会を紹介します。

必

必要性が感じられる自治会

負

負担軽減に取り組む自治会

必【信

信

信頼性の高い自治会

加

加入しやすい自治会

取組み紹介①

昭和町西部自治会 (二番丁地区)

自治会員が参加しやすい行事に

毎年、温泉付き親睦会を開催していたが、高齢化に伴い参加者も限られ、自治会行事としてどうなのかという意見が出ていた。

そこで、今年は子どもからお年寄りまで、 気軽に参加できるよう、お花見を開催。場 所は町内にある幼稚園の園庭。毎年見 事な花を咲かす桜の木の下で、お弁当を 食べながらゲームやおしゃべりをし、楽し いひと時を過ごした。参加者も増え、来年 も開催を望む声が上がっている。



自治会費をできるだけ多くの会員のために使うのはgood!より多くの会員が気軽に参加できる行事に変更するのも◎!

取組み紹介②

松尾1·松尾2自治会 (庵治地区)

地区内のすべての子どもたちと

10年ほど前から、松尾地区の自治会と子ども会でトウモロコシを栽培。当初は、原則、自治会加入世帯が対象だったが、子どもたちにとっては、自治会加入の有無は関係ないという意見があり、数年前から地区内すべての子どもたちに積極的に参加を呼び掛けている。毎年5月の連休明け頃に地区内の農地所有者に教え

必加

てもらいながら種をまき、7月に収穫している。今年も30人ほどが参加し、たくさんのトウモロコシを収穫した。



子どもも巻き込んで地域で 交流することで、 自治会未加 入でも自治会になじみやすく なりますね。 トウモロコシも 食べられ楽しみも倍増! 取組み紹介③

西大谷自治会 (国分寺北部校区)

時代に合った規約に

少子高齢化が進み、自治会員の世帯 状況に変化が生じていた。自治会や子ど も会の行事も人手不足が生じ、時代に合 わなくなっていた。そこで、班長や役員が 中心となり、区域に住む世帯に、自治会 が今後どうあるべきか、また、防災などに 活用するために、どこに何人住んでいる



か等のアンケート調査を実施。それをもと に、加入金の軽減や冠婚葬祭での役割 等を中心に規約を大幅に見直した結果、3 年間で10世帯の新規加入につながった。

また、月に2回、誰でも参加できる健康 教室を開催。高齢者には生きがいを、子 どもには、人と触れ合うことで思いやりの

心を養う大切な 機会となってい る。

時代や実情に合わせて規 約を見直すことは大切! 世代間交流で地域の絆づ くり、生きがいづくりがで きて◎



取組み紹介④

サンフラワー自治会 (太田南校区)







近隣自治会や企業と連携

近隣の10自治会と合同で防災訓練を 行っている。各自治会の会長や役員等が 企画から実行役を担い、消防署や地元 の防災士と協力し、まち歩き、消火器や AEDの使い方、家具の転倒防止の講習 会や企業と連携して防災グッズの展示等 を実施。毎年、100人以上が参加し、自 分たちの身は自分たちで守る意識を醸成

している。

また、若い世代が多く居住する地区で、 1年ごとに自治会長等が変わるが、副会 長をしてから会長をしたり、わからないこ とは前任者が教えてくれるなど、自治会 行事を継続しやすい体制を作っている。



地域に防災士の資格保有 者がいたり、企業等と協働 で訓練するのはすばらし い!前会長などの協力も あるので、心強いですね。

取組み紹介⑤

松縄東自治会 (太田地区)

加

マンションへの働きかけ

高松市連合自治会連絡協議会、香川 県宅地建物取引業協会、高松市の三者 で締結した協定をもとに、自治会役員が マンション分譲業者へ、マンションにも自 治会が必要であることを訴えかけた。そ

の結果、約80世 帯が加入した。

どんな協定も締結しただ けでは絵に描いた餅。加 入促進のキッカケと考えて、 実行に移してみることが、 大事ですね。



第3章 行政から地域への依頼業務等

1. 行政から地域への依頼業務等の現状

第3章 行政から地域への依頼業務等

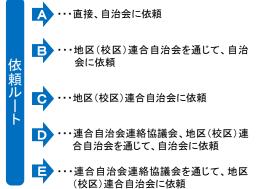
地域と行政は、地域から行政へ要望等を伝えたり、行政から地域へ業務等を依頼するなど、 相互の関係で成り立っています。行政から依頼されて地域で実施している業務等は、基本的 に、地域にとっても必要性があるから実施している業務であると考えられます。しかし、前章 で見直し・削減が検討課題となったように、近年、行政からの依頼業務等は特に増え、多くの 人が負担を感じている大きな問題です。そこで、依頼元である行政に取り組んでもらいたい課 題であると判断し、個別項目として議論することとしました。

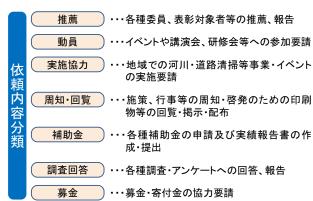
1. 行政から地域への依頼業務等の現状

市の各部署及び社会福祉協議会など外郭団体から、現在、地域が依頼・要請されている業務等を洗い出し、その上で、地域及び行政ですり合わせを行い、次の図のとおり整理しました。

政 行 各種団体連合組織 行政委員会 社会福祉協議会等 В 含む • 推 薦 自治会 •動 員 地区(校区) • 実施協力 連合自治会 • 周知 • 回覧 連合自治会 •補助金 連絡協議会 •調査回答 •募金

行政から地域(自治会・連合自治会)への依頼業務等





2. 見直しに当たって

この検討に当たり、地域が受けている業務について、地域と行政それぞれが現状を調査しました。その結果、行政では依頼と捉えていない業務があるなど、地域との間で認識に大きな隔たりがあることが分かりました。

また、前ページの図のとおり、一口に依頼業務等といっても、内容も多様であり、依頼ルートも複数存在しています。しかし、内容によって、必要となる手間や時間など負担度合に強弱があることや、行政からの依頼業務等を行うことで自治会への信頼感が高まり、加入に繋がるものもあります。

そのため、行政が見直し・改善を検討するに当たっては、負担があるからといって全てを削減するのではなく、必要性などを慎重に考慮するなど、下記のとおり、留意してもらいたい視点を示すこととしました。

なお、全ての業務等について"見直し整理が完了してから再スタート"するのではなく、負担感の大きいものから、あるいは見直し・改善が容易なものから着手する等、メリハリやスピード感を持って対応するよう要望します。

依頼業務等の見直しに当たって留意してもらいたい視点

ロ 依頼の必要性

そもそも、その依頼が、行政が行う施策・事業において、いかなる位置づけなのか、実施の根拠となる法令・規則等の有無、地域で実施する意義・必要性などについて、各部署においてゼロベースで見直してもらいたい。

口 実施方法

地域・行政双方にとって意味があり、必要性が認められた業務等について、最適な依頼 の手順・方法等について検討してもらいたい。

ただし、地域がそれを断ることができなければ、行政からの強制と捉えられ、やらされ感、 負担感に繋がる恐れがあることから、意見を聞く場の設定や、地域が必要に応じて手法等を 選択できる仕組みも検討するとともに、依頼する際は、地域に対しその必要性を丁寧に説明 するよう要望する。

ロ PDCAサイクル

一旦見直すと、それがまた慣習となるので、原則、毎年度(事業によっては複数年度)、効果も含めて振り返り、必要に応じて改廃も含めて見直すよう提案する。

1. 取組内容と重点取組

第4章 「魅力ある自治会」に近づくための地域・行政の取組み

1. 取組内容と重点取組

第2章で検討した「魅力ある自治会」に近づくための手立てについて、各委員からそれぞれ 講ずべき地域・行政双方で取り組む施策・事業について提案してもらいました。多くの施策・ 事業案をもとに、実現可能性や効果性、およその経費等を総合的に検討し、取組内容を次の とおり整理しました。

これらの取組みの中でも、まずは、既存の自治会へのアプローチとして、「『魅力ある自治会』の啓発・人材養成」、「自治会の必要性を感じてもらえるための取組み」に重点的に取り組むことが必要であると考えています。

取組内容	重点取組	事業内容
(1)「魅力ある自治会」の啓発・人 材養成	* *	① 「自治会ハンドブック(仮称)」の作成・研修等 ② マイタウン・アドバイザー、マイタウン・サポーターの配置
(2) 自治会の必要性を感じてもらえる取組み	* *	① 地域住民ニーズに対応したチャレンジ事業 ② 自治会の「活動」・「人」のPR
(3) 負担軽減のための取組み		① 既存の地域団体の見直し② 自治会の規模の適正化
(4) 加入者増加に向けた取組み		① 「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」に基づいた対応② 自治会と同様な活動を行うマンション管理組合等への対応③ 地元企業等との連携
(5) 行政内部の総合調整が可能な 仕組みづくり		

2. 取組みの個別概要

2. 取組みの個別概要

(1)「魅力ある自治会」の啓発・人材養成

①「自治会ハンドブック(仮称)」の作成・研修等

「魅力ある自治会」を啓発するための自治会ハンドブック(仮称)を作成するとともに、 ハンドブックを使用した研修等を行うことで、自治会の活動や運営を見直すきっかけや 事務的な改善につながり、自治会の信頼性を高めることが期待できます。

	実施主体	対象者	内容
♦	自治会ハンドブック(仮称)	の作成	
	高松市連合自治会連絡 協議会(高松市コミュニ ティ協議会連合会) <高松市共著>	□ コミュニティ協議会 □ 連合自治会 □ 自治会	自治会が活動や運営の見直しをするきっかけとなる、役立つ情報を掲載したハンドブックを作成
\Q	自治会向け研修の実施		
	高松市連合自治会連絡	□ 連合自治会長	作成したハンドブックなどを使用した
	協議会(高松市コミュニティ協議会連合会)	□ 自治会関係者	り、外部講師を招いてワークショップ 形式あるいは座談会形式で、「魅力
	地区(校区)連合自治会	□ 自治会長	ある自治会」について啓発
	自治会長	□ 自治会役員	
		□ 自治会員	
\$	行政向け研修の実施		
	高松市	□ 関係課長	行政の自治会への関わりについて 啓発
		□ 全職員	地域住民として活動に参画すること の意義を啓発
\$	情報発信		
	地域	□ 全市民	各コミュニティ協議会広報誌やホームページ、コミねっと高松への「魅力ある自治会」の掲載
	高松市		「魅力ある自治会」について、広報紙、 市ホームページへ掲載、あるいはマ スコミへの情報発信

2. 取組みの個別概要

② マイタウン・アドバイザー、マイタウン・サポーターの配置

専門知識や経験を持つ人をマイタウン・アドバイザーとして配置し、地域に設置するマイタウン・サポーターとともに、「魅力ある自治会」の啓発や「魅力ある自治会」に近づくための自治会の組織運営や活動等について助言等を行うことで、自治会の現状にあった見直しに取り組むことができます。また、見直しが図られることで、自治会の必要性が高まると考えられます。

	業務内容	配置
\Q	マイタウン・アドバイザー	
	□ マイタウン・サポーターの教育・研修を実施□ マイタウン・サポーターと連携し、自治会へのアドバイスやサポートを実施	当面、全市で1名配置 ※今後、効果を見極めながら、ブロックごと の配置も検討する。
\Diamond	マイタウン・サポーター	
	□ マイタウン・アドバイザーと連携し、自治会や地域活動を行うマンション管理組合等の活動・運営に対するアドバイスやサポートを実施	モデル地区への配置(挙手制) ※今後、効果を見極めながら、各地域への 配置も検討する。

(2)自治会の必要性を感じてもらえる取組み

① 地域住民ニーズに対応したチャレンジ事業

自治会等が時代や地域住民のニーズに合わせた活動を行ったり、小規模自治会同士の連携により新しい地域力が創造されることで、自治会の必要性が高まることが期待できます。地域においてそのような事業が継続して行えるよう、行政はその事業に対して支援することを要望します。併せて、他の自治会にもこのような活動が波及していくことを期待します。

実施主体	事業内容例
□ 自治会	□ 未加入者も含めた住民相互の交流事業
□ 地域活動を行うマンション管理組合 (近隣自治会、NPO、小学校等との連	□ 防災活動や高齢者の見守り活動、若い世代への子育て支援など、地域住民ニーズに対応した
携も可)	事業 D 近隣自治会や他団体との連携による事業

2. 取組みの個別概要

② 自治会の「活動」・「人」のPR

地域と行政が、それぞれ持っているツールを使って、自治会の「活動」・「人」の情報発信を行い、住民に知ってもらうことにより、自治会の必要性を感じ、参加するきっかけづくりになると考えられます。

また、紙媒体だけでなく、電子媒体も利用するなど、必要な人に幅広く情報を届ける方法も併せて検討する必要があります。

実施主体	事業内容例
□ 地域 (連合自治会あるいは自治会)	□ 自治会の「活動」・「人」の情報を発信 □ 地域コミュニティ協議会情報誌、ホームページ、 SNS等で情報発信
□ 行政	□ 広報紙、市ホームページ、SNS等で情報発信 □ マスコミへの情報発信

(3)負担軽減のための取組み

① 既存の地域団体の見直し

高松市コミュニティ協議会連合会や高松市連合自治会連絡協議会をはじめ、全市レベルの連合組織など、高松市が、同じような活動を行っている地域団体や事業内容の統廃合・再編等に協働して取り組むことで、地域の負担を軽減できると考えます。

② 自治会の規模の適正化

小規模自治会は、近隣自治会と、合併したり、自治会としての地位・自主性を極力残しつつ、特定の活動の際に連携するなど、活動しやすい枠組みを工夫する必要があると考えます。

2. 取組みの個別概要

(4)加入者増加に向けた取組み

① 「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」に基づいた対応

平成23年10月、高松市連合自治会連絡協議会、香川県宅地建物取引業協会、高松市が「高松市における自治会への加入促進に関する協定書」を締結しています。これは、あくまでも自治会加入につながるアプローチの第一歩であり、それぞれの役割と今後の取組みを再確認する必要があります。

また、マンション管理会社や建設会社、販売会社等にも自治会加入促進に係る協定 締結について働きかけるとともに、優れた対応を行った企業に対する顕彰制度を設け るなど、新たな取組みについて提案します。

② 自治会と同様な活動を行うマンション管理組合等への対応

マンション管理組合等が主体的に住民による自治会活動を行っている場合、地域の活動に参加していること等、一定の要件を満たせば、自治会とみなすことを提案します。

③ 地元企業等との連携

地元協賛企業・商店・施設等と連携し、自治会員が協力店を利用することにより、自 治会員へのメリットを実現できる仕組みを作るよう提案します。

(5) 行政内部の総合調整が可能な仕組みづくり

行政の様々な分野において、コミュニティに期待が高まっており、協働のパートナーとして、 地域コミュニティ協議会が担う事業は増加傾向にあります。しかし、地域は1つであり、地域コ ミュニティ協議会の基盤は自治会であることから、行政側が横に連携できるような総合調整機 能を持ち、その上で地域との協働を推進していく仕組みづくりを提案します。

また、そのような仕組みを担う部署に、自治会や地域コミュニティ協議会との協議等を進める職員が気軽に訪れ、相談や意見交換できるような環境整備も必要です。

第5章 今後の課題

今般の検討では手を付けることができませんでしたが、今後、機会を捉えて引き続き検討していくべき事項について、次のとおり整理しました。地域、行政がさらに連携し、検討が進むことを期待しています。

また、現在、実施している取組みや施策、あるいは今後新しく始める事業等について、定期的にその効果等を検証し、その時々に見合うよう、見直しを行うことが必要です。

今後の検討課題

ロ 連合自治会の在り方の見直し、コミュニティ協議会との関係性の整理

自治会が、「魅力ある自治会」に近づくために、連合自治会の在り方についても見直しを行っていくことが必要である。

また、併せてコミュニティ協議会との役割分担、関係性の整理も必要である。

ロ 自治会加入率の取扱い

総世帯数増加数の約4割から5割が世帯分離によることから、実際の自治会加入率は、 数値ほど低下していないことが分かった。

しかし、世帯分離等も考慮した自治会加入世帯数を恒常的に把握することは、プライバシーの問題もあり、現実的には非常に難しい。

地域代表性の担保という観点から加入率の重要性も一定程度理解できるが、加入率が低くても活発な自治会活動を行っている自治会も存在し、その逆のパターンも見られることから、自治会の活動そのものの効果、素晴らしさを評価できる有効な指標を検討する必要がある。

おわりに

この報告書を生かして、これから高松市で自治会を元気にする取組みが行われ、全国にも 発信できることを期待しています。

自治会は、誰もやりたがらないが誰かがやらなければならない身の回りの共同の生活課題を解決する組織です。国や自治体の行政サービスにも含まれず、市場を通じて各個人が所得から購入するサービスにも含まれないけれども、是非とも必要なサービスを地域の人々で力を合わせて作っているのです。

では、生活に必要なサービスを行っているのに、なぜ自治会になかなか入ってくれない人が 増えているのでしょうか。

自治会の作っているサービスは、行政サービスと同様にいわゆる排除性がなく、会員でなくても「タダ乗り」ができてしまうということはあるでしょう(会員でなくても防犯灯の灯りの下を歩ける、など)。しかし、それほどの「合理主義」を貫けるエゴイストがそれほど多いものでしょうか。

自治会に入ってくれないのは、第一に、自治会が取り組んでいることをよく知らない人が多いからでしょう。ならば、大いにそれを知らせる工夫をしましょう。

第二に、これまでやれてきた取組みが、担い手不足などで難しくなってきて、地域でのインパクトが薄れてきているからでしょう。ならば、やり方を工夫し、また担い手を発掘して続けていきましょう。声をかければまだまだ参加してくれる人はいるはずです。

第三に、参加したくても、いろいろな事情で会員でいられなくなる人、会員になれない人がいるからでしょう。ならば、会の運営を見直して、なるべく自治会の輪の中にいてもらえるようにしましょう。

第四に、自治会の取組みの中に自分の生活課題を解決してくれるものがないと感じているからでしょう。ならば、そういう人のニーズに合った新しい取組みをしましょう。新しい活動を始めれば新しい担い手も生まれてくるでしょう。

これらの点について、この報告書に様々な説明と具体的な提案が書かれています。是非座右に置いてください。

そして、高松市が育んできた地域コミュニティ協議会の仕組みを、自治会の再生にも大いに活用することです。地域コミュニティ協議会は、地域の誰もが当事者であり、自治会として未加入者にアプローチしたりアピールしたりするときの大切な経路です。

加入率の低下は、全国的現象で、なかなか手ごわい時代の趨勢です。しかし、自治会の必要性を訴えて会員を増やしている取組みも見られるのです。高松市の皆様の健闘を祈り、また私も地元の横浜で同様に頑張りたいと思います。

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム アドバイザー 法政大学 法学部 教授 名 和 田 是 彦

参考資料

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム設置要綱

自治会の在り方等検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 高松市における自治会の諸課題について分析、整理し、地域コミュニティ協議会の中心を担 う自治会の再生及び活性化を図ることにより、地域社会の良好な発展を目指すため、自治会の在 り方等検討プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

(検討事項)

- 第2条 プロジェクトチームは次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 住民自治組織としての自治会の在り方
 - (2) 地域コミュニティ協議会との関係性、役割分担
 - (3) 行政の役割、地域への支援の在り方
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な事項

(組 識)

- 第3条 プロジェクトチームは、高松市コミュニティ協議会連合会及び高松市連合自治会連絡協議会関係者並びに行政関係者のうち別表第1に掲げる者でもって組織する。
 - 2 プロジェクトチームにリーダー1名及びサブリーダー若干名を置く。
 - 3 リーダー及びサブリーダーはメンバーの互選により選出する。
 - 4 リーダーは、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。
 - 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときはその 職務を代理する。
 - 6 プロジェクトチームは必要に応じ専門的な意見を聞くため別表第1に掲げる学識経験者をアド バイザーとして設置する。

(会議)

- 第4条 プロジェクトチームの会議(以下「会議」という。)は、リーダーが招集し、リーダーは会議の議 長となる。
 - 2 会議は、過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 リーダーは、検討事項に関し必要があると認めるときは、メンバー以外の者から資料の提出、 意思の表明、説明、オブザーバーとして会議への出席その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 プロジェクトチームの事務局は、高松市コミュニティ協議会連合会・高松市連合自治会連絡協議会事務局及び高松市コミュニティ推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが プロジェクトチームに諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

所属	員数
高松市コミュニティ協議会連合会、高松市連合自治会連絡協議会	13名
高松市	4名
アドバイザー	1名

プロジェクトチーム委員名簿

委員氏名		所属		
役職	H30.5.1~H31.3.31	H31.4.1~R1.8.31	区分	役職等
リーダー	高橋 一成	同左		地域部会 部会長
サブリーダー	植松 勉	同左		地域部会 副部会長
委員	山下 政勝	同左	÷	副会長•地域部会 部会員
委員	吉原 和夫	同左	高品松松	地域部会 部会員
委員	喜岡 俊治	同左	高松市連合自治会連絡協議会高松市コミュニティ協議会連合会	地域部会 部会員
委員	人見 訓嘉	同左	合立	太田地区からの推薦
委員	古澤 幸夫	同左	日ティカ	太田南地区からの推薦
委員		真鍋 隆幸	会協連議	川東校区会長
委員		土井 信幸	路 会 協 連	国分寺南部校区会長
委員		髙砂 清一	議合会会	庵治地区会長(連合自治会)
委員		中澤 悦子		大野校区からの推薦
委員		福井 久味子		国分寺南部校区からの推薦
委員	村上 和広	同左		常務理事·事務局長
サブリーダー	佐藤 扶司子	同左		地域政策部
委員	藤田 晃三	水田 浩義	高松市	コミュニティ推進課
委員	十河 知史	三木 浩史	节	危機管理課
委員	上枝 直樹	河野 佳代		健康福祉総務課
アドバイザー	名和田 是彦		法政大学 法学部 教授	

プロジェクトチーム会議開催状況

		## EX
	開催日	護
事前 打合会	平成30年5月10日(木)	・自治会の在り方等の見直し ・自治会活動に関するアンケート結果
第1回	平成30年6月25日(月)	・自治会の意義・課題・展望 (法政大学 名和田是彦教授) ・自治会の在り方
第2回	平成30年7月24日(火)	・自治会の在り方
第3回	平成30年8月30日(木)	・自治会の在り方 ・自治会の在り方を踏まえた地域・行政の取組み
第4回	平成30年10月5日(金)	・プロジェクトチーム協議経過の取りまとめ ・自治会の在り方を踏まえた地域・行政の取組み
第5回	平成30年12月20日(木)	・中間報告書の取りまとめ ・目指したい自治会の姿を踏まえた地域・行政の取組み ・自治会と行政との関わり
第6回	平成31年2月27日(水)	・目指したい自治会の姿に近づくための地域・行政の取組み ・自治会と行政との関わり
第7回	平成31年4月23日(火)	・目指したい自治会の姿に近づくための地域・行政の取組み ・自治会と行政との関わり
第8回	令和元年6月19日(水)	・最終取りまとめの方向性について
第9回	令和元年7月31日(水)	・最終報告書(案)について
第10回	令和元年8月22日(木)	・最終報告書(案)について

> 高松市の自治会の沿革

時 期	沿 革
明治23年2月15日	高松市制施行
大正9年4月19日	置市30周年記念に当たり、行政の補助機関ともなる自治組合(町内会)を設け、発会式を行う。 60か町・53組合(未設置21町)が発足。
昭和15年2月11日	町村合併(鷺田村、太田村、木太村、古高松村、屋島町)
昭和15年9月11日	上意の下部浸透を図り、円滑な国策の遂行のねらいで、市町村の下部組織として、全戸加入の部落会(村落)・町内会(市街地)・隣保班(隣組)を画一的に整備するよう内務省から通達。
昭和15年11月6日	四番丁小学校に自治会長200人参集、町内会の設立について協議。 自治組合を解消し、町内会を設立することについて申し合わせ、同年12月初旬には整備が終了。
昭和15年12月25日	大政翼賛会高松支部結成 高松支部に、町内会、隣組の組織強化と翼賛運動の推進を重点とし、常会をとおして市民生活を指導する推進員を15人置く。 【具体的な活動】 ①決戦に対する士気の高揚を図る ②ポスター・宣伝ビラの配布 ③講演会・座談会等の開催 講習会等を2~3日の日程で開催し、町内会長や世話役の指導者育成に努め運動の徹底を図る。
昭和16年1月	市常会が設けられ、各町内会長へ出席要請。(昭和20年3月に中止)
昭和19年末	S19年末 S20年末 S21年末 町内会連合会 15 8 9 町内会連合会 15 8 9 町内会連合会 15 8 9 町内会連合会 15 8 104 不明 「高松市事務報告」より [会長・副会長] 住民により地域の人望家が推薦され、市長の選任として市公報に告示。仕事は奉仕的なもので、国債や貯金・勤労奉仕の割り当て等。配給や各種証明を行うようになってからは、権限が大きくなる。 (町内会の業務] 近隣の10戸程度で組織された隣組を通じて実行された。 (「隣組の活動) 政府や軍部の情報伝達・出征兵士の歓送・戦勝祈願・防空演習の実施・防諜活動・住民登録・国債の割り当て消化・金属回収・勤労奉仕の割り当て・生活物資の配給・戦時生活の改善・銃後の援護活動・住民の保健衛生や体力向上の活動・健全娯楽の普及・隣保の親睦相扶活動など、多岐にわたる。 (「常会) 上意下達の重要な手段。県で決めた徹底事項→市常会(毎月15日町内会長・各種団体代表)→町内会連合会(町内相互の連絡)、町内会の常会(隣組長・各種団体代表)→隣組の常会(隣組員) →組員(各家庭)の順で下達。
昭和20年11月	終戦により、同年11月をもって、町内会、町内連絡協議会をとりやめ、改めて町内連絡会長で「高松市自治連合会」を結成し、町内の運営と市の連絡を図る。
昭和20年末	戦災後、町内連合会・町内会・隣組の数が半減。
昭和21年末	町内会数が、9割方回復。
昭和22年1月22日	内務省が4月1日を期して、隣保制度を廃止し、将来にわたっても類似機関の設置を禁止するよう 布告。(内務省令第40号) 【町内会等が廃止となった背景】 町内会等の思い出=慌ただしい戦争下の生活。身近な戦争生活の記憶を一掃する上にも良いこと に違いないという考えのもと廃止。これを受け、県は同年3月15日付で、町内会・部落会などの措置 について告示をし、市は同月20日に、市長名で町内会廃止措置(3月末で町内会及び連合会の解 散)について、文書を各町内会長へ送付。
昭和22年5月3日	戦後、民主化と日本国憲法の施行に伴い、従前の町内会・部落会・連合会・隣組の解散後結成された類似団体の解散、それらの会長職にあった者の当時の職務に属した事務への就任禁止、またそれらの会が処理していた業務の官公署当該部局への配分等が政令で定められた。(政令第15号)
昭和22年5月16日	市では、暫定措置として置いていた世話係制度の廃止解散と、それらの事務は、直接市役所で取り扱うことを周知。以降、市への転出入、市内間住所変更、世帯や世帯員の異動、家族の出生や死亡、 冠婚葬祭等の特別配給の申請、その他従前に町内会長・隣組・世話役が行っていた各種証明は必要なくなった。

時 期	沿 革
昭和22年9月17日	戦前第4次合併によって出張所の設けられていた地域のほか、新たに出張所を開設し、市民の便 宜を図る。
昭和23年12月13日	「市弘報委員会」を発足し、自治会・町内会結成の推進に努める。
昭和27年10月25日	サンフランシスコ講和条約発効(昭和27年4月28日)の半年後、町内会等の結成が解禁。
昭和29年	自治会結成促進の準備が進められる。
昭和30年	弘報委員会を自治振興委員会と広聴広報活動など住民の教養を高め、衛生の改善、災害の防止、防犯産業の振興、納税貯蓄、町民の福祉増進を図り、自治会など末端組織の結成を促した。市民が市政全般について、十分な知識を持ち、正確な判断を下すのに役立つように、あらゆる広報媒体を利用し、周知浸透徹底を図った。 34名の各地区委員長による「自治振興委員会」ができ、各校区連合自治会結成促進に努力した。
昭和31年9月30日	町村合併(前田村、川添村、林村、三谷村、仏生山町、多肥村、一宮村、川岡村、円座村、檀紙村、 弦打村、上笠居村、香西町、下笠居村、雌雄島村)
昭和33年12月	自治会の結成数が増加し始め、自治会の必要性が住民に浸透していく。
昭和37年1月	「高松市連合自治会連絡協議会」発足
昭和39年7月20日	市役所に広報課市民相談室が設置され、連合自治会連絡協議会事務局を置く。
昭和41年7月1日	町合併(山田町(川島、十河、東植田、西植田))
昭和44年4月1日	「香川県連合自治会」加入
昭和47年3月28日	「全国自治組織連絡協議会」加入
昭和53年5月21日	太田校区連合自治会は、急激な都市化による人口増加により、校区内に太田南小学校が設置されたことに伴い、太田南校区が分離し、連合自治会を結成。
昭和53年7月3日	市の機構改革により、市民生活課が新設され、広報課に代わり担当課になる。
昭和55年9月25日	市制施行90周年記念事業の一環として「高松市民のねがい」を制定。
平成17年9月26日	高松市と塩江町が合併。安原、塩江、上西の3地区の連合自治会が加わり、38地区(校区)となる。
平成18年1月10日	高松市と牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町が合併。牟礼、庵治、大野、浅野、川東、香南、国分寺北部、国分寺南部の8地区(校区)が加わり、46地区(校区)となる。

<地区数·自治会数·加入世帯数>

	地区(校区) 連合自治会数	単位 自治会数	加入 世帯数
S34	29	683	35,223
S36.12	29	724	38,158
S39.7.20	30	789	44,274
S40.4.1	30	807	45,872
S42.12.1	34	935	54,000
S43.12.1	34	956	56,141
S44.4.1	34	959	56,282
S45.4.1	34	982	58,619
S46.4.1	34	1,016	61,855
S47.4.1	34	1,052	66,130
S48.4.1	34	1,086	69,899
S49.4.1	34	1,111	73,926
S50.4.1	34	1,133	76,271
S51.4.1	34	1,156	81,949
S52.4.1	34	1,180	83,269
S53.4.1	34	1,208	86,526
S54.4.1	35	1,230	88,473
S55.4.1	35	1,258	90,756
S56.4.1	35	1,256	92,045

	地区(校区) 連合自治会数	単位 自治会数	加入 世帯数
S57.4.1	35	1,286	93,358
S58.4.1	35	1,319	94,641
S59.4.1	35	1,324	95,579
S60.4.1	35	1,344	95,699
S61.4.1	35	1,351	96,116
S62.4.1	35	1,369	97,090
S63.4.1	35	1,369	97,072
H1.4.1	35	1,394	98,549
H2.4.1	35	1,396	98,848
H3.4.1	35	1,422	99,225
H4.4.1	35	1,422	99,626
H5.4.1	35	1,434	100,122
H6.4.1	35	1,448	100,214
H7.4.1	35	1,462	101,167
H8.4.1	35	1,468	101,684
H9.4.1	35	1,488	102,181
H10.4.1	35	1,498	102,249
H11.4.1	35	1,510	102,309
H12.4.1	35	1,526	102,257

	地区(校区) 連合自治会数	単位 自治会数	加入 世帯数
H13.4.1	35	1,540	101,577
H14.4.1	35	1,542	100,511
H15.4.1	35	1,544	99,577
H16.4.1	35	1,549	98,534
H17.4.1	35	1,554	97,545
H18.4.1	46	2,654	121,206
H19.4.1	46	2,614	119,744
H20.4.1	46	2,611	118,828
H21.4.1	46	2,622	117,298
H22.4.1	46	2,622	116,386
H23.4.1	46	2,622	115,217
H24.4.1	46	2,624	114,880
H25.4.1	46	2,623	113,373
H26.4.1	46	2,620	112,272
H27.4.1	46	2,612	111,013
H28.4.1	46	2,612	109,698
H29.4.1	46	2,605	108,453
H30.4.1	46	2,594	106,751
H31.4.1	46	2,575	104,828

参考文献 : 香川県「香川県史」、高松市百年史編集室「高松百年史」、高松市連合自治会連絡協議会資料、高松市議会事務局「市政概況」

入りたい、入っていてよかった、魅力ある自治会を目指して

令和元年9月 発行

発行・編集: 高松市コミュニティ協議会連合会、高松市連合自治会連絡協議会 〒760-0017 高松市番町一丁目5番1号 四番丁スクエア1F